

## 利用上の注意

1. この「結果の概要」は、速報集計に基づくものであり、後日公表される確報集計結果とは異なる場合がある。
2. 調査は、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。
  - ① 国及び地方公共団体の事業所
  - ② 日本標準産業分類大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
  - ③ 日本標準産業分類大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
  - ④ 日本標準産業分類大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
  - ⑤ 日本標準産業分類大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所
3. 売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成27年1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成28年6月1日現在の数値である。
4. 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
5. 売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。
6. 売上（収入）金額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000365494.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf)
7. 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成24年経済センサス - 活動調査、平成26年経済センサス - 基礎調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて>

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/hotei.pdf>
8. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「－」とした。ま

た、数値がマイナスのものは「▲」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所（企業等）の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が3以上の事業所（企業等）に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の事業所（企業等）の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。

## 用語の解説

### 1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
  - ・ 出向・派遣従業者のみの事業所  
当該事業所に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。
  - ・ 事業内容等不詳の事業所  
事業所として存在しているが、回答不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

### 2. 従業者

当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

- ・ 個人業主  
個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。  
なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。
- ・ 無給の家族従業者  
個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。  
家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。
- ・ 有給役員  
法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。  
重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。
- ・ 常用雇用者  
事業所に常時雇用されている人をいう。  
期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。
- ・ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。

- ・ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

- ・ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

- ・ 他への出向・派遣従業者

従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

### 3. 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

### 4. 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成27年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、速報集計においては、原則として大分類に基づき分類している。

### 5. 経営組織

- ・ 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

- ・ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

- ・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

- ・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益

財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

- ・ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

## 6. 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。

## 7. 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

## 8. 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成27年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。なお、速報集計においては、原則として大分類に基づき分類している。

## 9. 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により、以下の2つに区分している。

- ・ 単一事業所企業

単独事業所の企業等をいう。

- ・ 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいう（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業等を含む。）。

## 10. 単独・本所・支所の別、単独・複数の別

- ・ 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

- ・ 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合

は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

- ・ 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

- ・ 複数事業所企業の事業所

本所及び支所が含まれる。

## 11. 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

## 12. 事業活動

事業所又は企業等の産業分類を格付けする際は原則として、売上（収入）金額の最も多い主業によるが、実際には主業以外にも複数の事業を行っている場合があり、行っている事業を売上（収入）金額で捉えたものをいう。

## 13. 費用

### ア 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）

売上（収入）金額に対応する費用。なお、「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人は経常費用としている。

### イ 売上原価（個人経営、「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人を除く。）

費用総額の内数。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。

### ウ 給与総額（個人経営の場合は給料賃金（専従者給与を除く。））

役員（非常勤を含む。）及び従業員（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業員に支給している給与を含む。

### エ 福利厚生費（退職金を含む）（個人経営を除く。）

会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額。

### オ 動産・不動産賃借料（個人経営の場合は地代家賃）

土地、建物、機械等の賃借料の総額。経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めない。

### カ 減価償却費

固定資産に係る減価償却費。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに

計上された減価償却費の総額。

キ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く。）

営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

ク 外注費（個人経営を除く。）

業務の一部又は全部を他の企業等へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費。人材派遣会社への支払いを含む。

ケ 支払利息等（個人経営、「62 銀行業」及び「63 協同組織金融業」を除く。）

借入金等に対する支払利息等の総額。営業外費用に計上する支払利息等が該当する。費用総額の内数ではない。

#### 14. 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、以下の計算式を用いている。

$$\text{付加価値額} = \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$
$$\text{費用総額} = \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費}$$

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、以下は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃、研究開発費、農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値 等

集計及び公表予定

集計区分		集計内容	公表時期		
確報集計	1 事業所に関する集計	(1) 産業横断集計			
		①事業所数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）、経営組織別、従業者規模別、開設時期別、存続・新設・廃業別等に事業所数、従業者数を表章。	平成30年6月	
		②売上（収入）金額等	地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）、経営組織別、事業活動別、従業者規模別等に売上（収入）金額、付加価値額等を表章。	平成30年6月	
		② 製造業	①鉱業、採石業、砂利採取業	「鉱業、採石業、砂利採取業」について、地域、産業（小分類・細分類）別等に、事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成29年12月
			1) 概要	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額等の主要な事項について、産業（中分類）別に表章。	平成29年9月
			2) 品目編	品目別（6桁）について、産出事業所数、出荷額、出荷数量を表章。	平成29年12月
			3) 産業編	産業（中分類・細分類）・従業者規模別統計表、産業（中分類）・都道府県・大都市別統計表を表章。	平成29年12月
			4) 用地・用水編	産業（中分類・細分類）別に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等、敷地面積、用水使用量（水源別）等を表章。	平成29年12月
			5) 市区町村編	市区町村別に主要項目を表章。市区については産業中分類別に表章。	平成29年12月
		6) 工業地区編	工業地区・産業（中分類・細分類）別に主要項目を表章。ただし、細分類は上位60位以内の産業のみ。	平成29年12月	
	③ 卸売業・小売業	1) 産業編（総括表）	主として産業（小分類・細分類）別の従業者規模別、年間商品販売額階級別、売場面積規模別などの階級別統計表を表章。	平成30年3月	
		2) 産業編（都道府県表）	主として都道府県別、東京特別区・政令指定都市別の産業（中分類・小分類）別統計表を表章。	平成30年3月	
		3) 産業編（市区町村表）	市区町村別の産業（中分類・小分類）別統計表を表章。	平成30年3月	
	④サービス関連産業B	「サービス関連産業B」について、地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）別に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成30年3月		
	⑤医療、福祉	「医療、福祉」について、地域、産業（細分類）別に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成30年3月		
	2 企業等に関する集計	(1) 産業横断集計			
		①企業等数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に企業等数、従業者数等を表章。	平成30年6月	
		②経理事項等	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、事業活動別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に経理事項等を表章。	平成30年6月	
		(2) 産業別集計	①建設業及びサービス関連産業A	「建設業、サービス関連産業A」について、地域、産業（小分類）別に企業等数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成29年12月
②卸売業、小売業			「卸売業、小売業」について、産業（小分類）別、従業者規模別に、企業等数、従業者数、年間商品仕入額、年間商品販売額、年初・年末商品手持額等を表章。	平成30年3月	
③学校教育			「学校教育」について、地域、産業（小分類）別に企業等数、従業者数、学校等種類別売上（収入）金額を表章。	平成29年12月	

